

老高発 1227 第 1 号
老認発 1227 第 1 号
老老発 1227 第 1 号
令和 6 年 12 月 27 日

別記団体の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
老人保健課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化
のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本日公表する令和 5 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえ、今後、貴会と連携しつつ、高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底を図り、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めて参りたいと考えております。
つきましては、下記のとおり速やかに貴会会員への周知を図っていただくとともに、下記 1 の調査結果のポイントの内容も踏まえ、貴会による高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底に向けた啓発活動の実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査結果のポイント

令和 5 年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の分析結果によって明らかとなった実態は次のとおり。

- ・養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合が増加したこと。
- ・虐待の再発件数が増加していること。

- ・虐待判断件数が増加した要因については、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられること。
- ・被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が顕著だったが、前年度と比べ 1 件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられること。また、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していること。
- ・虐待の要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」や、「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」が多いこと。

2. 調査結果を踏まえ周知及び啓発を行っていただきたい内容

(1) 令和 6 年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置及び身体的拘束等の適正化のための措置等の実施の徹底について

令和 6 年度介護報酬改定において決定された高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置は以下のとおりであり、その実施の徹底を図ること。

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から、全ての介護サービス事業者を対象として高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）の実施が義務づけられており、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算*されること

* 委員会の開催及び研修の未実施にかかる基本報酬の減算の適用は、基本的には、令和 7 年 4 月 1 日からとなる。

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から、訪問・通所系介護サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられていること
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から、短期入所・多機能系介護サービスに対し、現在 1 年間の経過措置が設けられている身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されること

なお、施設系・居住系の介護サービスについては、既に身体的拘束等の適正化のための措置の未実施の場合の減算が適用されているところであるが、改めて措置の実施の徹底を図ること。また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

(2) 令和 5 年度調査結果において明らかとなった実態を踏まえた高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施について

上記（１）の高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置として設置することとされている委員会において、経済的虐待を防止する観点からの入所者・入居者の預り金等の適切な金銭管理の方針・方法等や、身体的拘束等の適正化についての具体策の検討を行うこと。その際、以下の通知や（３）に示す資料を参照すること。

- ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、最終改正令和6年老高発0315第1号、老認発0315第1号、老老発0315第1号）
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（令和3年4月1日老発0401第14号厚生労働省老健局長通知）

また、高齢者虐待防止措置として開催することとされている研修のカリキュラムの内容に、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容を含めること。委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等については、下記資料を参考とすること。

- ・認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>)

（３）「高齢者虐待対応マニュアル」*¹の改定について（予定）

年度内に自治体向けの「高齢者虐待対応マニュアル」を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料を作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した*²施設・事業所向けの「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」別冊として再構築を行い、年度末に厚生労働省のホームページ*³にて公表予定であること。

*¹ 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月厚生労働省老健局）

*² 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」株式会社日本総合研究所、公益社団法人全日本病院協会、令和6年3月。

*³ 厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

別記

「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」

別記団体一覧

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益社団法人 全国老人保健施設協議会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般社団法人 高齢者住宅協会
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人 全国介護事業者連盟
一般社団法人 シルバーサービス振興会
一般社団法人 日本在宅介護協会
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉委員会
一般財団法人 長寿社会開発センター
公益社団法人 日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン（NCCU）
民間介護事業推進委員会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会